

平成 18 年 9 月 27 日

報道関係者 各位

沢井製薬株式会社

テプレノン製剤の不正競争防止法に基づく控訴審に関し当社側勝訴のお知らせ

沢井製薬株式会社（本社：大阪市）は、エーザイ株式会社（本社：東京都）より、当社胃潰瘍治療剤「セフタック®カプセル 50」の PTP シートの色彩と文字色及びカプセルの配色が先発品に類似し医療現場において商品の誤認混同を生じるとして、不正競争防止法に基づき提訴されましたが、本年 1 月 31 日に弊社側勝訴の東京地方裁判所判決が出ました。この後、2 月 13 日に知的財産高等裁判所へ控訴されておりましたが、本日 9 月 27 日、東京地裁と同様、エーザイ側の請求を棄却する判決が言い渡されました。

今回の知財高裁判決は、東京地裁判決を支持したものであり、先発品の配色に新規性又は特異性がないこと、医師・薬剤師等が配色のみで商品を識別しているということは想定し得ないこと等から配色が商品等表示となっているとはいえ、不正競争防止法における不正競争に該当しないと判断されています。更に、控訴人が新たに主張した民法 709 条に基づく不法行為についても、一般不法行為法により保護すべき程度には至っていないと判断されています。

<当社コメント>

今、ジェネリック医薬品の使用促進は国の方針となっており、医療機関でも採用が進みつつある状況において、このような権利濫用とも思われる強引さで訴を提起することは、医療現場に安定供給に対する懸念を与え、ジェネリック医薬品の使用促進策に逆行するものであります。新薬メーカーには、国民医療の観点から良識ある行動を期待します。

以 上

◆お問い合わせ先◆

沢井製薬株式会社 経営企画部 PR・IR グループ

〒535-0005 大阪市旭区赤川 1-4-25

TEL : 06-6928-4787 / FAX : 06-6923-7680

URL : <http://www.sawai.co.jp> / E-mail : ir@sawai.co.jp